

# 藤岡町

FUJIOKA

# 地域協議会だより

平成26年3月発行

No.23



## 藤岡地域の人口・世帯数

人口総数	16,683 人 (△ 55)
男	8,256 人 (△ 25)
女	8,427 人 (△ 30)
世帯数	5,747 世帯(△ 12)
	外国人登録者を含む

平成 26 年 1 月末現在  
( ) 内は前月比



## 千葉県習志野市

谷津干潟へ

## 先進地視察研修を実施!

12月12日、藤岡町地域協議会は、千葉県習志野市にある、ラムサール条約登録湿地の「谷津干潟」を訪れ、先進地視察研修を行いました。

谷津干潟については、習志野市が委託運営している『谷津干潟自然観察センター』の職員の方に、歴史や概要、センターでの取り組み等について説明を受けました。

今後の渡良瀬遊水地の利活用にもつながり、藤岡町地域協議会の活動としても大いに役立つ、意義深い先進地視察研修となりました。

## 谷津干潟の経緯・概要

谷津干潟は、東京湾の最奥部に住宅地と道路に囲まれた、面積約40haの長方形の海として残ったものです。東京湾とは幅6mほどの2本の水路でつながり、潮の干満と共に海水が谷津干潟に出入りします。

谷津干潟では、かつて遠浅の海岸を利用して入り浜式塩田による製塩が行なわれていました。1924年には、谷津遊園が開園し、1982年の廃園までレクリエーション施設として近郊の人々に親しまれ、周辺の海は、海水浴や潮干狩りの場としても賑わいました。

1955〜79年代、谷津干潟周辺の東京湾の埋め立てが進む中、谷津干潟も埋め立ての危

機にさらされましたが、市民・保護団体が谷津干潟の保護を求め活動を展開。1984年には、谷津干潟の保全を含んだ習志野地区共同福祉施設建設事業に着手し、1988年、谷津干潟は国の国設鳥獣保護区に設定されました。

その後、谷津干潟には、カモ・サギ・チドリ・カモメ類が多数飛来することから、1993年ラムサール条約登録湿地に認定され、翌年、環境教育の場として『谷津干潟自然観察センター』（以下、観察センター）を開設しました。

習志野市は、1997年に谷津干潟の保全についての市民参加の重要性から6月10日を「谷津干潟の日」として制定し、1998年には、水鳥の保護と湿地の保全に関し、国際協力の視点から、オーストラリア・ブリスベーン市と湿地提携を結びました。

現在、観察センターは、市から委託されている、社団法人アーバンネイチャーマネジメントサービスの管理され、谷津干潟の保全や環境教育、市民参加事業、国際交流・ネットワーク事業など、さまざまな活動を行っています。

## 谷津干潟を視察して

研究会総務班長 小曾根 慎一

藤岡地域には、ラムサール条約に登録された広大な渡良瀬遊水地があり、その地域資源と私たちがどう関わって、地域の活性化等への活用をどうすべきかの一助となるよう、去る12月12日、ラムサール条約先進登録地である千葉県習志野市にある谷津干潟を視察してまいりました。

この谷津干潟は東京湾最奥部にあり、地元の保護活動によって湾の埋立てから除かれた40ヘクタールの干潟で、プールのような四角形の形でした。都心に近く貴重な自然環境として親しまれており、渡り鳥の休息地としても重要な場所です。四季を通して多くの野鳥を観察できるといふ干潟です。

渡良瀬遊水地にも不可欠な施設であろう、自然観察センターという建物があり、入館は有料であるが干潟が一望できる観察コーナーや展示コーナーもあり、子供たちや来訪者がいつでも自然環境や野鳥な



どを学べるよう、来客体制を整えてありました。また、この施設が中心となって多くのボランティア活動が行われ、センター運営の支えになっているということでした。

3,300ヘクタールの渡良瀬遊水地を一望できるところ、巨大な建造物になるでしょうが、そんな施設があれば素晴らしいな、と思います。一望はできなくても観察センターの総合施設は、是非最優先で実現したいものです。それにより谷津干潟同様、都心や他県からの来訪者がさらに増え、地域住民によるボランティア活動の拠点ともなり、またさらに地域活性化へと連動していくもの

と思われまます。しかし、条約登録地がその地域活性化に寄与する仕組みづくりは非常に困難とされ、谷津干潟でも住宅地の中に立地している為か皆無でした。

渡良瀬遊水地を地域活性化、賢明な活用へと進展させていくには、地域市民を中心とした協働の組織・仕組みづくりが最重要課題になるのかと考える研修でした。

終わりに、この度の藤岡町地域協議会視察研修にあたり、快く迎えていただいた谷津干潟自然観察センターの皆様、心より御礼申し上げ、研修報告と致します。



平成25年度  
第9回藤岡町地域協議会  
(12月24日開催)

### 意見聴取事項

栃木市人権教育・啓発推進  
行動計画の策定について

(生活環境部人権・男女共同参画課)

【計画策定の趣旨】

人権教育・啓発をさらに推進し、人権に関する課題の解消を目指すため、人権教育・開発行動計画「栃木市人権施策推進プラン」を策定します。

【基本理念】

「こころ和み、

みんな笑顔の

あつたかどちぎ」

市民一人ひとりがお互いを認め合い、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりや意識啓発を進め、みんなが、こころ和み、安らぎを感じながら活き活きと暮らし、様々な活動を行うことができる居心地のよい栃木市を目指していきます。

【現状と課題および施策の方向】

平成24年に市民を対象に実施した「一人権問題に関する市民意

識調査」の結果、女性、子ども、高齢者、障がい者への差別や、犯罪被害者及びその家族や、インターネットによる人権侵害などが生じています。この様々な対象ごとに、現状と課題を把握し、改善対策として施策の方向を示します。

【計画の期間】

平成26年度～平成30年度

地域協議会の意見

照会のとおり了解とする。

栃木市観光基本計画の素案について

(産業振興部商工観光課)

【計画策定の趣旨】

観光資源を取り巻く現状と課題を抽出・分析して、本市の観光の目指すべき方向性を明確にし、さらなる観光振興を図るための指針となる計画を策定します。

【基本理念】

「市民の笑顔と

来訪者の笑顔をつなぐ

観光まちづくり」

【基本目標】

1 観光資源の魅力化・掘り起こしを図ります。

2 観光ネットワークを形成し、快適な観光基盤を整えます。

3 多様な情報発信、交流・連携により魅力を伝え、拡げます。

4 みんなが一丸となつて観光まちづくりを支え、育みます。

5 戦略的、持続的に観光まちづくりを管理・運営します。

【計画の期間】

平成26年度～平成34年度

(栃木市総合計画の計画期間の終期に合わせ9年間の計画とする)

地域協議会の意見

照会のとおり了解とする。

報告事項

栃木市斎場再整備基本計画(案)について

(生活環境部斎場整備室)

将来の火葬需要や市民利用者ニーズに対応可能な施設整備を実施するために策定した、斎場再整備基本計画(案)について報告がありました。

【事業スケジュール】

通常手法で平成29年度内、PFI手法(※)で平成30年度内の供用開始を目標

【施設構成(抜粋)】

●火葬炉

・日最大火葬件数 16件  
・計画炉数 大型炉 8炉

・告別式、収骨室、収骨準備室を1組として、合計3組配置

●告別式

・40名規模の部屋を3室

●霊安室

・1室(遺体保管庫2庫設置)

●待合室

・40名規模の部屋を8室  
・(2部屋を1室として、最大80名規模まで利用可能)

●式場(簡略的な葬儀希望者や低所得者等の利用に配慮した施設とする。)

・式場: 30名規模1室  
(通夜告別式遺族付添に対応。通夜振舞は火葬棟待合室を使用。)

・多目的室: 30名規模1室  
(多様なニーズに対応。火葬当日のみ利用、通夜等是对応不可。式場修繕時の機能補完施設や会議室としても使用。)

●ペット炉 設置しない

●霊柩車 引き続き検討

※: 民間資金や民間企業のノウハウ(技術・提案等)を活用して公共施設を整備・運営する方法。

平成25年度  
第10回藤岡町地域協議会  
(1月28日開催)

意見聴取事項

栃木市食育推進計画の素案について(産業振興部農林課)

【計画策定の趣旨】

市民一人ひとりが心身の健康を増進する健全な食生活を総合的かつ計画的に実践するため、策定します。

【基本理念】

「育てる・食べる・つながる」  
食の大切さを理解し、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育みます。

【基本目標】

- 1 食を大切にすることを育てる
- 2 健全な食生活を身につける
- 3 食の安全・安心に対する理解を深める

【計画の期間】

平成26年度～平成29年度

地域協議会の意見

照会のとおり了解とする。

とちぎ市農業・農村男女共同  
参画ビジョン(案)について  
(産業振興部農林課)

【策定の趣旨】

男女がお互いを尊重し、個性と能力を発揮できる豊かで活力のある農業・農村の実現を推進していきます。

【ビジョンの役割】

基本目標における実践計画を推進することで、農業者の意識の向上を図り、より充実した男女共同参画社会の実現を目指していくための活動指針とします。

【基本目標】

- ・「楽しい農業」で「輝く私」になりましょう
- ・「話合いと相互理解」でお互いの「仕事力」を高めましょう
- ・「家族の支え愛」で「ゆとりと安らぎ」を味わいましょう
- ・「地域社会への参画」で「協働のふるさとづくり」を実現しましょう

【推進期間】

平成26年度～平成30年度

地域協議会の意見

照会のとおり了解とする。

地域協議会の付帯意見に対する市の回答

◆栃木市健康増進計画についての意見に対する回答について◆

平成25年12月17日付けで提出された意見に対して、下記のとおり回答いたします。

意見1 厚労省の示す年齢階層と市で示す年齢階層を整理すること

意見1に対する回答 厚労省の資料では壮年期を31～44歳と区分し、栃木県の健康21プランでは概ね25～45歳を壮年前期、概ね45～65歳を壮年後期と想定し、他市町でも年齢区分はまちまちで、整理することは難しい状況です。栃木市においては40歳を過ぎると生活習慣病の発症が増え死亡率が高くなることから、働き盛りの40～64歳を壮年期と区分いたしました。計画書の用語解説に記載いたします。

意見2 栃木市は、平均寿命も健康寿命も県内で順位が低いことから、基本目標に「平均寿命の延伸」も追加していただきたい。

意見2に対する回答 基本目標は誰にでも分かりやすくするために簡潔に表現していますが、素案51ページの目標項目一覧における基本目標の目標値には、「平均寿命の延伸を上回る健康寿命の延伸」と記載しており、平均寿命の延伸も含まれております。

意見3 素案17ページ 1栄養・食生活 に関しては健康維持の重点事項だと思われるため、食育学習の推進も含め、もう少し具体的な内容を盛り込んでいただきたい。

意見3に対する回答 栄養・食生活については、他の領域に比べボリュームが多くなっております。重点領域の取り組みはある程度バランスを取って作成しておりますので、食育に関するより具体的な施策や取り組みは、現在策定中の「栃木市食育推進計画」で盛り込まれる予定となっております。

各委員会の出席報告

▽栃木市子ども・子育て会議  
(田村孝子委員)

▽第7回・第8回栃木市上下水道事業調査委員会  
(小曾根慎一委員)

▽第2回栃木市市民会議全体会  
(田中廣委員)



今後の地域協議会開催予定

平成26年度第1回藤岡町地域協議会

【日時】 4月22日(火)

午後2時から(予定)

【場所】 藤岡総合支所

議会棟2階会議室

※会議は傍聴できますので、ご希望の方は、開始時間までに会場へお越しください。

なお、会議は非公開になる場合がございます。

地域の皆さんの

ご意見をお寄せください

藤岡町地域協議会では、皆さんからご意見等を多数いただいております。地域協議会にいただいた意見は、地域協議会研究会で協議し、その案件に応じた様々な手法により対応をしていくこととしています。皆さんが投稿する際には、詳細な状況説明をいただきたい場合がありますので、氏名、連絡先等を必ず明記していただきますよう、お願いいたします。

藤岡町地域協議会だより

発行 藤岡町地域協議会研究会  
編集 広報委員会  
電話 0282-62-0900  
FAX 0282-62-4625  
E-mail f-chiiki@city.tochigi.lg.jp

★地域協議会の情報は、栃木市公式ホームページでご覧いただけます。